

# 大阪市水道局庁舎管理規程

制 定 昭和62年4月1日大阪市水道事業管理規程第1号

最近改正 令和7年12月26日大阪市水道事業管理規程第29号

## （目的）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、別表に掲げる大阪市水道局の庁舎（敷地及び付帯設備を含む。以下「庁舎」という。）の管理に関して必要な事項を定めることにより、庁舎の保全及び秩序の維持並びに美観の保持を図り、公務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

## （適用上の注意）

第2条 この規程の適用にあたっては、市民の庁舎の利用を不当に妨げないよう留意しなければならない。

## （庁舎管理者の設置等）

第3条 各庁舎の管理を行わせるため、各庁舎に庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、別表のとおりとする。

3 庁舎管理者に事故があるとき又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員が、庁舎管理者の職務を行う。

## （庁舎内事務室の管理）

第3条の2 課、浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター及び水道センターが庁舎において専ら用する事務室（会議室、倉庫等を含む。以下同じ。）の管理は、前条の規定にかかわらず、当該課長、場長及び所長（以下「所管課長等」という。）が行う。

2 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるときは、所管課長等に対し、事務室の管理に関する報告を求め、又は庁舎の管理上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 庁舎管理者は、所管課長等の要請に基づき、当該事務室の管理上必要な措置を講ずることができる。

## （門扉の開閉）

第4条 庁舎の門扉は、通常の登庁時刻前に開き、通常の退庁時刻後に閉じる。ただし、庁舎管理者が必要と認めるときは、その開閉時刻を変更することができる。

## （退庁時の措置）

第4条の2 各事務室の最終退出職員は、退庁の際、事務室の火気の有無及び消灯の確認をし、出入口及び窓等を閉鎖のうえ施錠しなければならない。

## （庁舎等の出入り）

第5条 庁舎管理者又は所管課長等（以下「庁舎管理者等」という。）は、管理上必要と認めるときは、その管理に属する庁舎又は事務室（以下「庁舎等」という。）に出入りしようとする者に対し、その氏名、出入りの目的等を明らかにすることを求めることができる。

## （許可を要する行為）

第6条 庁舎等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理者等の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為
- (2) 印刷物その他の文書、図画の配布
- (3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出
- (4) テントその他の施設、工作物の設置
- (5) 集会の開催又は集団による立入り
- (6) 門扉閉鎖後又は土曜日、日曜日、休日における立入り
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定めるもの

2 庁舎管理者等は、前項の許可に、庁舎等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（駐車等の制限）

第7条 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎における車両の通行若しくは駐車を制限し、又はこれらを禁止することができる。

（行為の禁止）

第8条 庁舎等においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器又は爆発物その他の危険物の持込み
- (2) 庁舎、備品その他の物件の破損又は汚損
- (3) 通行を妨げる行為
- (4) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動を行うこと
- (5) 職員に対して面会を強要すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為

（違反行為に対する措置）

第9条 庁舎管理者等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎等への立入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、庁舎等からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定に違反して氏名、出入りの目的等を明らかにしない者
- (2) 第6条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付された条件に違反する者
- (3) 第7条の規定により庁舎管理者が行う制限又は禁止に従わなかった者
- (4) 前条の規定に違反する者又はそのおそれのあることが明らかである者

2 庁舎管理者等は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がいないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。

（職員等の協力）

第10条 職員及び第6条の規定に基づく許可を受けて庁舎等を使用する者は、庁舎管理者等及びこれらを補助する職員の指示に従い、庁舎等の管理について協力しなければならない。

（施行の細目）

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規程の施行の際、現に許可を受けて設置されている掲示板は、第 6 条第 1 項の規定による許可を受けて設置されたものとみなす。

( 例外措置 )

3 第 6 条第 1 項の規定による許可を受けて設置する施設又は工作物に、同項第 3 号に掲げる行為をする場合 ( 公職選挙法 ( 昭和 25 年法律第 100 号 ) 、地方公務員法 ( 昭和 25 年法律第 261 号 ) その他の法令の規定に違反し、又は善良の風俗に反する場合を除く。 ) は、同項による許可を要しない。

附 則 ( 平成 13 年 3 月 27 日大阪市水道事業管理規程第 2 号 )

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 13 年 8 月 6 日大阪市水道事業管理規程第 15 号 )

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 14 年 3 月 31 日大阪市水道事業管理規程第 7 号 )

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 16 年 3 月 31 日大阪市水道事業管理規程第 3 号 )

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 16 年 4 月 13 日大阪市水道事業管理規程第 11 号 )

この規程は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 ( 平成 17 年 9 月 30 日大阪市水道事業管理規程第 23 号 )

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 18 年 3 月 31 日大阪市水道事業管理規程第 1 号 )

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 19 年 11 月 22 日大阪市水道事業管理規程第 33 号 )

( 施行期日 )

第 1 条 この規程は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

附 則 ( 平成 20 年 3 月 31 日大阪市水道事業管理規程第 9 号 )

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 23 年 3 月 31 日大阪市水道事業管理規程第 6 号 )

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 28 年 4 月 28 日大阪市水道事業管理規程第 22 号 )

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則 ( 令和 6 年 3 月 29 日大阪市水道事業管理規程第 5 号 )

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 令和 7 年 12 月 26 日大阪市水道事業管理規程第 29 号 )

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第１条及び第３条関係）

| 庁舎               | 庁舎管理者         |
|------------------|---------------|
| 大阪市水道局庁舎         | 総務部総務課長       |
| 大阪市柴島浄水場         | 柴島浄水場長        |
| 大阪市庭窪浄水場         | 庭窪浄水場長        |
| 大阪市豊野浄水場         | 豊野浄水場長        |
| 大阪市水道局設備保全センター   | 設備保全センター所長    |
| 大阪市水道局水質管理研究センター | 水質管理研究センター所長  |
| 大阪市東部水道センター      | 東部水道センター所長    |
| 大阪市西部水道センター      | 西部水道センター所長    |
| 大阪市南部水道センター      | 南部水道センター所長    |
| 大阪市北部水道センター      | 北部水道センター所長    |
| 水道記念館            | 総務部総務課長       |
| 体験型研修センター        | 総務部研修・厚生担当課長  |
| お客さまセンター         | 総務部お客さまサービス課長 |

備考 庁舎には庁舎管理者が所管する事業所等を含む。